

(様式 1)
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	林業政策課	検索番号	5-17
法令名	森林組合法	根拠条項	84-2、100-4		
許認可等	生産森林組合の合併の認可				
<p>森林組合法（昭和53年5月1日 法律第36号） （根拠規定） 第84条第2項 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。</p> <p>第100条第4項 （略）第84条（中略）の規定は、組合の解散及び清算について準用する。</p> <p>（許認可等の基準） 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について（平成29年4月10日付け 29林第13号農林水産部長通知） 1 審査基準 （11）法第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準は、同条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。 （15）法第100条第3項において準用する法第79条の規定による生産森林組合の設立の認可に係る審査基準は、（11）に準ずる。なお、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」（昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。 （17）法第100条第4項において準用する法第84条第2項の規定による生産森林組合の合併の認可に係る審査は、（15）に準ずる。</p> <p>法第78条第1項 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>法第79条 行政庁は、前項第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる場合を除き、設立の認可をしなければならない。 1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。 2 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>（その他）</p>					